

# 魚津市個人情報保護法施行条例（案）の概要について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、現行の魚津市個人情報保護条例（平成16年魚津市条例第3号。以下「現行条例」という。）を廃止し、個人情報保護法で条例に委任された事項及び条例で定めることが許容された事項を規定するため新たに魚津市個人情報保護法施行条例（以下「法施行条例」という。）の制定が必要になりました。

つきましては、この法施行条例の制定に当たって市民の皆様からのご意見を募集します。

## 1 個人情報保護法の改正について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条により個人情報保護法が改正されました。

これまでのわが国の個人情報保護制度は、制度を実施する主体によって適用される法令が異なっていましたが、個人情報保護法の改正により適用される法令を改正後の個人情報保護法に一本化し、**全国共通のルール**が適用されることとなりました。また、この全国共通ルールは、国の独立行政機関である「個人情報保護委員会」が所管を担うこととなり、法を一元的に解釈運用することとなります。

## ・改正個人情報保護法の施行スケジュール

### 1 令和4年3月31日まで

区分	適用法令	所管
民間事業者	個人情報保護法	個人情報保護委員会
国の行政機関	行政機関個人情報保護法	総務省
独立行政法人等	独立行政法人等個人情報保護法	
地方公共団体	各地方公共団体の個人情報保護条例	各地方公共団体



### 2 令和4年4月1日施行

区分	適用法令	所管
民間事業者	個人情報保護法	個人情報保護委員会
国の行政機関		
独立行政法人等		
地方公共団体	各地方公共団体の個人情報保護条例	各地方公共団体



### 3 令和5年4月1日施行

区分	適用法令	所管
民間事業者	個人情報保護法	個人情報保護委員会
国の行政機関		
独立行政法人等		
地方公共団体		

## 2 現行条例と改正後の個人情報保護法の主な違い

項目	主な違い等	現行条例		改正後の個人情報保護法	
個人情報の定義	現行条例では、亡くなった個人に関する情報も個人情報に含まれるが、個人情報保護法では生存する個人に関する情報と定義され、死者に関する情報は除外された。	第2条 第2号	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (2) 個人情報 <b>個人に関する情報</b> (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。	第2条 第1項	(定義) 第2条 この法律において「個人情報」とは、 <b>生存する個人に関する情報</b> であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
実施機関の定義	個人情報保護法の規定では、地方公共団体の機関から議会は除外された。 現行条例の適用を受けている市議会については、今後個人情報保護法の適用を受けないこととなるため、自律的に個人情報保護条例を制定することとなる。	第2条 第1号	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び <b>議会</b> をいう。	第2条 第11項	(定義) 第2条 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。 (2) 地方公共団体の機関 ( <b>議会を除く</b> 。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。)
個人情報ファイル簿等の作成及び公表	個人情報保護法では、個人情報ファイルの本人の数が1,000人以上の場合は、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられた。 現行条例では、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供することとしていたが、個	第13条	(個人情報取扱事務の登録及び閲覧) 第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録された行政文書を使用するもの (以下「個人情報取扱事務」という。) を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を記載した登録簿 (以	第75条	(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している <b>個人情報ファイル</b> について、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿 (以下この章において「 <b>個人情報ファイル簿</b> 」という。)

	<p>個人情報保護法適用後は一般に公開はせず、内部資料としての管理を継続することとする。</p>		<p>下「<u>個人情報取扱事務登録簿</u>」という。)を作成し、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 市長は、<u>個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。</u></p>		<p><u>を作成し、公表しなければならない。</u></p>
開示請求権	<p>現行条例では、死者の個人情報については、遺族が開示請求することができることと規定。</p> <p>個人情報保護法では、個人情報の定義が「生存する個人に関する情報」と規定されたことから、死者の個人情報は遺族本人の個人情報にあたる場合に限り開示請求できる。</p>	<p>第14条 第3項</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第14条</p> <p>3 <u>死者の個人情報</u>については、次に掲げる者(以下「<u>遺族</u>」という。)は、実施機関に対し、当該実施機関の保有する当該死者を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができる。</p> <p>(1) 当該死者の配偶者(届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)</p> <p>(2) 当該死者の子及び父母</p> <p>(3) 当該死者の2親等の血族又は1親等の姻族である者(前2号に掲げる者がいないときに限る。)</p>	<p>第76条</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第76条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する<u>自己を本人とする保有個人情報</u>の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節及び第127条において「開示請求」という。)をすることができる。</p>
開示決定等の期限	<p>現行条例では、開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定すると規定。</p> <p>個人情報保護法では、開示請求があった日から30日以内に開示決定すると規定。</p>	<p>第21条 第1項 第2項</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第21条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、<u>開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。</u>ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項</p>	<p>第83条 第1項 第2項</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第83条 開示決定等は、<u>開示請求があった日から30日以内にしなければならない。</u>ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由がある</p>

			に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。		ときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
開示請求手数料	<p>現行条例では、開示を受ける者は、写しの作成等に要する費用を負担するとし、手数料の徴収は規定されていない。</p> <p>個人情報保護法では、実費の範囲内で条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定。</p> <p>法施行条例においては、現行条例と同様に手数料は無料とし、実費相当額のみ開示請求者の負担とする。</p>	第27条	<p>(費用負担)</p> <p>第27条 第25条第1項又は前条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者は、<u>文書又は図画の写しの作成及び送付に要する費用その他の開示の実施に要する費用として、規則で定める額を負担しなければならない。</u></p>	第89条第2項	<p>(手数料)</p> <p>第89条</p> <p>2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、<u>実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。</u></p>

### 3 スケジュール

法施行条例は、本意見募集後、市議会の審議・議決を経て公布・施行されます。

令和4年12月26日から令和5年1月25日まで 意見募集

令和5年2月上旬 法制審査会

令和5年3月上旬 議会上程

令和5年4月1日 施行